

運 営 規 程

指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション

医療法人社団 白美会

しろね総合介護サービス

令和8年8月1日改定

医療法人社団 白美会

しろね総合介護サービス

運 営 規 程

＜ 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション ＞

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 白美会が設置するしろね総合介護サービス（以下「事業所」と言う）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」と言う）、の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」と言う）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」と言う）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

（指定通所リハビリテーション等の運営の方針）

- 第2条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、理学療法、作業療法、又は言語聴覚療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 前項のほか「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第88号）」及び「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例92号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定通所リハビリテーション等の一体的運営）

第3条 指定通所リハビリテーション等のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称・所在地)

第4条 事業を実施する当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 事業所の名称 | しろね総合介護サービス |
| (2) 事業所の所在地 | 新潟県新潟市南区大通黄金4丁目14番地2 |

(従業者の職種及び員数)

第5条 この事業所における従業者（以下「職員」と言う）の職種及び員数は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 管理者（医師） | 1名 |
| (2) 医師 | 1名以上 |
| (3) 看護職員 | 1名以上 |
| (4) 介護職員 | 2名以上 |
| (5) 理学療法士又は作業療法士又は言語療法士 | 2名以上（常勤換算0.4以上） |
| (6) 支援相談員 | 1名 |
| (7) 管理栄養士 | 1名 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 管理者（医師） | 理事会の決定する方針に従い、事業所の運営管理を総括するとともに、介護保険法等に規定される指定通所リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。 |
| (2) 医師 | 利用者の身体機能の維持、向上のため、リハビリテーションの提供を行うに当たり指示をすること及び利用者の健康管理と保健衛生の指導を行うものとする。 |
| (3) 看護職員 | 医師の指示及び運営基準に定める通所リハビリテーション計画又は予防運営基準に定める介護予防通所リハビリテーション計画に従って、利用者の看護、保健衛生及び介護に関することをを行うものとする。 |
| (4) 介護職員 | 医師の指示及び運営基準に定める通所リハビリテーション計画又は予防運営基準に定める介護予防通所リハビリテーション計画に従って、利用者の日常生活全般にわたる介護に関することをを行うものとする。 |
| (5) 理学療法士又は作業療法士又は言語療法士 | 医師の指示及び運営基準に定める通所リハビリテーション計画又は予防運営基準に定める介護予防通所リハビリテーション計画に従って、利用者に対するリハビリテーションを行うものとする。 |

(6) 支援相談員

医師の指示を受け、利用者の生活相談等を行うものとする。

(7) 管理栄養士

医師の指示を受け、利用者の栄養管理指導、献立の作成及び調理指導等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとし、年始（1月1日、1月2日）を除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員等)

第8条 事業所の指定通所リハビリテーション等の実施単位ごとの利用定員等は次のとおりとする。

1単位目 利用定員（23名）

(定員の遵守)

第9条 事業所は、利用定員を超えて指定通所リハビリテーション等の提供を行ってはならない。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第10条 指定通所リハビリテーション等の内容は、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他日常生活上の世話を行うものとし、指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 医師及び理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士その他専ら指定通所リハビリテーション等の提供に当たる職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画等」と言う）を作成するものとする。
- (2) 職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画等に従ったサービスの実施状況及びその評価をリハビリテーション記録に記載するものとする。
- (3) 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- (4) 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者に対し懇切

丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

- (5) 指定通所リハビリテーション等の提供に当たって、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、適切なサービスの提供を行う。特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(指定通所リハビリテーション等の開始及び終了)

第11条 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センターに対する情報の提供並びに地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定又は要支援認定の有効期間を確認するものとする。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、指定通所リハビリテーション等を提供するように努めるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第13条 事業所は、指定通所リハビリテーション等を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。

- 2 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に対する情報の提供並びに地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第14条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚労告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告127号）」に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

- 2 事業所は、前項に定めるもののほか、保険対象外費用については、重要事項説明書により支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、前1、2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を得るものとする。
- 4 前1、2項に掲げる額を変更するときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対して変更について文書により説明し、同意を得るものとする。
- 5 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション等に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定通所リハビリテーション等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第15条 事業所が、通常の事業実施の対象とし、送迎を行う地域は次のとおりとする。
新潟市【南区】、【西区】ただし、西区は旧黒埼地域のみとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第16条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。
- （1）利用者は、社会通念を逸脱する行為（暴言、暴力、性的行為や発言等）や繰り返しの誹謗中傷等を行ってはならない。
 - （2）利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
 - （3）利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - （4）利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。
 - （5）利用者は、建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めなければならない。

（緊急時等における対応方法）

第17条 職員は指定通所リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

- 第18条 事業所は、災害防止と利用者の安全を図るため、非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。
- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、地域の消防署の協力を得た上で、避難その他必要な訓練を年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
 - 3 事業所は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、当該施設において感染症の発生、又はその蔓延の防止をするために以下の措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第21条 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第22条 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、

利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業所は、提供した通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(虐待防止のための措置の内容)

第23条 事業所は、利用者の権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のような措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前1～3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置の内容)

- 第24条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(職場におけるハラスメントの防止)

第25条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(秘密保持等)

- 第26条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 事業所は、サービス担当者会議等で、利用者及び利用者の家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第27条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定通所リハビリテーション計画等
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する留意事項)

第28条 事業所は、利用者が偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

2 事業所は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

3 事業所は、利用者に対して、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

4 事業所は、当該施設の職員によって指定通所リハビリテーション等を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

5 事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(補則)

この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

附則

この規程は、平成18年 6月1日から施行する。

平成23年 5月1日改正

平成24年 2月1日改正

平成25年 4月1日改正

平成26年 1月3日改正

平成26年12月1日改正

平成28年6月1日改正

令和4年10月1日改正

令和 5 年 12 月 1 日改正

令和 6 年 6 月 1 日改正

令和 8 年 8 月 1 日改正